

令和元年度第1回京都市客引き行為等対策審議会 摘録

1 日時

令和元年7月31日（水） 午前9時～午前11時

2 場所

本能寺文化会館（ホテル本能寺西館）5階「雁」
（京都市中京区寺町御池下る下本能寺前町522番地）

3 出席者（5名出席）

大島委員，後藤委員，佐伯委員，神宮委員，辻委員

4 議事内容

（開会）

別府局長： 大変暑い中，お集まりいただきお礼申し上げます。また，日頃から京都市の安心安全の取組に御支援いただき，重ねてお礼申し上げます。

文化市民局のくらし安全推進部は，市民生活の安心安全という京都市政の中でも最重要施策の一つを担当しており，例えば，特殊詐欺，子供の見守り，防犯対策・安心安全対策全般を担当させていただいている。その中の重要な取組の一つとして，客引き行為等の対策がある。

客引き行為の禁止の取組については，平成27年4月に条例を施行させ，その後，祇園・河原町，東洞院錦小路周辺，京都駅北側周辺などを客引き行為等禁止区域（以下「禁止区域」という。）に指定し，それ以外に京都タワービルなどの一部の私有地についても禁止区域に指定して，対策を進めてきた。

京都市客引き行為等対策指導員による指導等の強化のほか，地域の商店会が主体となって，地元の商店の方々，京都府警察，本市などと合同パトロールを実施していただいております。そういった取組の結果，条例の施行前と比べると，繁華街における客引き行為等の状況はかなり改善しており，一定の成果が上がっている。

一方で，依然として客引き行為がいまだに多く見受けられる地域もあり，飲食店などから集客業務の委託を受けた専門業者が客引き行為等を常習的に繰り返しているという実態もこのところ見えてきている。

市民の皆様が求めている安心安全なまちづくりをしっかりと進めていくためには，このような課題にも対応できるような条例にして，それをしっかりと運営することで，客引き行為等対策をさらに一歩進めたいということから，今日，お集まりいただいた。

内容としては，委託行為に対する指導や違反店舗に係る名称を公表してはどうかという案などを出させていただいている。これまで店舗名の公表についてはなかなか難しいところがあったが，先ほど申し上げたように委託を受けた専門業者による客引き行為等の増加という事情があるので，この辺りについても是非御意見をいただければと思っている。

こうした取組を進めていくことにより，市民の皆様の安心安全はもちろん，間もなく東京オリンピック・パラリンピック，その次の年にはワールドマスターズゲームズ2021関西など，京都にたくさんの方がお見えになるので，そういった方々の安心安全やおもてなしにもさらに取り組めていけたらと思っている。

本日は，ただいま申し上げましたような対策を今後どう充実させていくのかということについて，忌憚のない率直な御意見をいただければと思っているのでよ

ろしくお願いしたい。

事務局：(配布資料確認)
(委員紹介)
(定足数の確認)
(会長、副会長の選任(議題(1)))

(議事)

佐伯会長： それでは、議事進行について御協力いただくよう、お願いしたい。本日の全体の流れであるが、次第にあるように、議題(2)において、「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例の一部改正について」、(3)の「パブリックコメントの実施について」となっている。宜しく願います。

(議題(2)：京都市客引き行為等の禁止等に関する条例の一部改正について)

佐伯会長： それでは、議題(2)の京都市客引き行為等の禁止等に関する条例の一部改正について事務局から説明をお願いしたい。

事務局：(資料3～5に基づき説明)

佐伯会長： ただいま、条例の一部改正案について説明があったが御質問等あるか。

神宮委員： 京都市の条例では、命令違反をした者には過料処分を科し、かつ違反者の氏名を公表することになっているが、同一人物が再度違反行為をした場合、再度命令することなく、直ちに過料処分を科しているのか。資料4を見ると、仙台市の条例では、一の命令違反につき、過料を複数回科することが出来ると記載されているが、京都市でも同じか。

事務局： 京都市の場合、指導、勧告、命令、命令違反となった場合に、公表、過料処分となるが、その次に違反行為をした場合は、また一から指導することになる。

佐伯会長： 仙台市では、一度命令したら、それ以降の違反については何度でも過料を科すことができるが、京都市では、そうではないということか。

事務局： そのとおりである。

佐伯会長： 仙台市だけが、そのような運用ということか。

事務局： 仙台市は、平成31年4月1日に条例を施行しており、他都市の中では一番新しく条例を制定している。他都市の条例を参考にしながら、より厳しい条例にしようということでそのような考え方にされたのかと思われる。京都市としては、一の命令につき複数回過料を科すということに関しては、訴訟リスク等を考慮して、指導、勧告、命令という一連の流れを踏んだうえで公表、過料の手続を執るということにしている。

佐伯会長： 公表の期間は1年か。

事務局： そのとおりである。

佐伯会長： ある人が命令違反をしたら、名前などが一年間公表されることになるが、その人がまた違反をしたら、新たに指導、勧告、命令という手続の流れになり、さらに命令違反した場合は、前回の公表とは別途の期間として一年間公表されるという理解でよろしいか。

事務局： そのとおりである。一連の流れで公表に至れば、またさらに一年間公表される。

大島委員： 公表の際、「2回目」、「3回目」の公表という表示は出るのか。

事務局： 「2回目」などの回数の公表はしていない。

佐伯会長： 同じ人が何回も違反するということは、よくあるのか。

事務局： 2回、3回と複数回公表されている者もいる。

佐伯会長： 他に質問はあるか。

神宮委員： 資料5を見ると、名古屋市や仙台市の条例では、命令違反者に対して氏名や住所を公表する規定があり、そこには公表の際、相手側に意見陳述の機会を付与しなければならないと規定が置かれているが、京都市の条例では、そのような規定はないかと思う。他都市では、公表の相手方に対するインパクトが大きいため、このような意見陳述に係る規定を置いているかと思うが、京都市の公表の規定にこのような規定がないのが少し気になる。

事務局： 公表する際、相手に公表通知書を交付するが、その通知書に弁明の機会を与える旨記載している。したがって、条文には規定していないが、意見陳述の機会を与えているという点においては、名古屋市や仙台市と同じである。

佐伯会長： 規定はないが、公表通知書により弁明の機会を与えているということか。

事務局： そのとおりである。

佐伯会長： 実際に、「私は不満です」などの意見を述べてきたケースというのはあるのか。

事務局： 今のところない。

佐伯会長： 氏名の公表は、相手に対するインパクトは大きいので、最近の条例では、こういう規定を設けていると思うのだが、京都市の条例を制定する際、私の記憶ではそういう議論はなかったと思う。公表通知書に明記されているのであればいいが、条例に規定があってもいいと思う。次回の改正の際に、検討していただければと思う。

佐伯会長： 近隣の大阪の業者や神戸の業者が、自分のところの自治体の条例が厳しいから京都に来ているというような実態はあるか。

事務局： 専門業者の中には大阪市、兵庫県、名古屋市の業者が京都市に流入してきている。実際、大阪の条例が厳しいから京都に来たというような声も聞かれる。

佐伯会長： 客引き行為等をしている人は大学生が半数以上か。

事務局： 客引き行為等を「行った者」については、半数以上が大学生である。

佐伯会長： 過料処分されても、自分では支払わなくていいということになっているのか。

事務局： 全員がそういうわけではないと思うが、事業者によっては事業者が代わりに支払っているというところもある。

後藤委員： その事業者というのは、株式会社のような形態なのか。また、全国規模で客引き行為を事業としてやっているのか、それとも本業が別にあつてついでに客引き行為をしているのか。

事務局： 実際に京都市に入ってきている専門業者は、6, 7業者くらいいることを確認しているが、中には全国的に展開している業者もあると聞いている。また、客引き行為だけを専門としている業者もあるが、飲食店の経営者自身が客引き行為をしたり、同じ飲食店グループの中で客引き行為を専門に行うための法人等を設立して、その法人等に客引き行為をさせていると聞いている。

大島委員： 半数以上が大学生というのは結構ショッキングだが、これは自治体の事情、つまり、京都市の特別な事情なのか、それとも全国的に大学生が多いということなのか。

事務局： 全ての都市に確認したわけではないが、大阪市でも同じような問題があつて、大学生が多いと聞いている。その他の都市においても、歩合制で比較的給料が高いということで、大学生が多いと言っているが、京都は他都市と比較してより学生の割合は高い。

大島委員： この条例を制定するときには事業者の営業の権利についても慎重に検討していたと思うが、先週、「半グレ」というテレビ番組を見たが、非常にショッキングな内容であつた。祇園で起こった事件の当時者の大学生が顔を隠してインタビューに答えていたが、ちょっと悪い事したなあとは思っているが、そこで得たコミュニケーション能力を活かして一流企業に就職したいと言っていたことが、すごく衝撃的であつた。悪気がないというか、言葉を失ってしまった。やっている側に罪の意識がないと言う点について、ちゃんと想像力を働かせさせて、違反行為はよくないということを、広報を含めて、しっかりやっていかないといけないなと思った。この条例を作った当初というのは、「半グレ」のように法律すれすれで活動している新しい勢力と、アルバイト感覚で客引き行為等を行っている大学生が混在している状態だったと思うが、もし前者の占める割合が今後より広がっていくのであれば、今回検討されている所有者や管理人への通知という方法もあるが、もう少し、日常の契約行為においても不都合が生じるような方法が必要だと思う。例えば、宅地建物取引業者などと協同して、不動産の賃貸借契約等の仲介に係る重要事項説明の際に、暴力団関係事項について説明しなければならないとされているように、「半グレ」関係についても説明することを義務化するなどの措置も必要になってくるのではないかと感じた。

佐伯会長： 大学生が半数以上ということだが、客引き行為等を禁止する条例があるということを知らない人が多い。神宮委員は大学生だが、この条例を知っていたか。

神宮委員： 知らなかった。

佐伯会長： ほとんどが条例の存在を知らなくて、悪いことをしているとは思っていないのだと思う。やはり周知活動というのがとても大事で、特に新入生が入学したときに、アルバイトをしなければならないような学生たちが高い給料を目当てに客引き行為等のアルバイトを始めるので、1回生の最初のオリエンテーションの際に大学で話をしてもらうのが一番いいのかなと思う。

3回生や4回生はオリエンテーションには出ないし、1回生の時にしか話を聞かないと思うので、新入生オリエンテーションの際にしっかりと周知啓発をお願いしたい。また、成人式などで周知することも効果的だと思うので、大学生に対する啓発活動をしっかりとお願いしたい。

事務局： 新入生に対する啓発だが、大学のオリエンテーションなど大学へも直接足を運び啓発をさせていただいている。京都府警察で、安心安全について新入生オリエンテーション等の啓発をしているので、その中で本市の職員が客引き行為等の禁止に関して話をするなどの京都府警察と連携して、客引き行為等の防止に努めているところである。今後できるだけ早い段階での大学生に対する啓発をやっていきたいと考えている。

辻副会長： 今回の改正によって公表の対象となる店舗だが、どのようなジャンルの店舗が多いのか、また、どのような営業形態の店舗が多いのか、例えば居酒屋であれば、長年京都に店を構えているような店なのか、チェーン店なのか、あるいは、半年ごとに次々と看板を替えて営業しているような店なのか、あまり質の良くない料理を出す店なのか、居酒屋に限らずその他カラオケや風俗店などもあるかと思うが、どのような店舗が客引き専門業者を使って客引き行為等を行わせているのか、実態を教えていただきたい。

事務局： 新たに公表の対象となる店舗は、ほとんどが居酒屋である。居酒屋でも様々な形態の店があり、有名ではないが全国展開している店や、ただいま話にあった質の良くない料理を食べ放題で出すような店、定期的に店を潰しては新しく開店させることを繰り返している店など、様々である。

後藤委員： さきほどの大学生の話に戻るが、大学生が条例違反をした場合、大学には通知しているのか。大学の中には、警察から通報があった場合、学生部が当事者を呼んで指導したり、何かしらの処分があったりするが。

事務局： 現在は、大学に対する通知は行っていない。

佐伯会長： 条例違反の場合には過料が科されるが、過料の対象となる行為というのは、刑罰の対象となる行為とは違って犯罪ではない。例えば、学生が犯罪行為をして逮捕されれば、警察から大学へ連絡があり、大学としては、その学生に対して懲戒処分、最悪の場合は退学処分をするわけだが、客引き行為等は、条例違反にはなるが、犯罪行為ではないため、大学に対する通知はされていない。

大島委員： スピード違反のようなものか。

辻副会長： スピード違反は、交通反則金の対象となる行為で、犯罪ではない。

佐伯会長： 酒気帯び運転のような罰金の対象となる行為については、必ず大学へ通知があり、その場合は停学処分となることもある。

後藤委員： 半数以上が大学生ということであれば、違反行為をしているということを大学に通知するというのはできないのか。

佐伯会長： 個人の行動の記録なので、犯罪ではない事項について行政が大学に伝えるというのは、少し問題があると思う。

(議題(3)：パブリックコメントの実施について)

佐伯会長： 議題(3)のパブリックコメントの実施について宜しくお願いする。

事務局：(資料6に基づき説明)

佐伯会長： ただいま、条例改正に係るパブリックコメントの実施について説明があったが御質問等あるか。

大島委員： 2点ある。一点は、パブリックコメントは、ホームページでの公表、区役所への配架により募集するということだが、客引き行為等禁止区域内の商店街の店舗に直接ポスティングするなどは考えていないのか。客引き行為等禁止区域内では京都市と連携して活動している団体があり、その団体と一緒にパトロールされているので、そういった団体にも声をかけて、当事者に直接届けるということも必要だと思う。「厳しすぎる」という意見がくるかもしれないが、それも必要だと思うので、単に意見を集めるだけではなく、当事者にも改めて認識してもらうという機会に当ててみてはどうか。クリアファイルなどの啓発物品があるのならそれに入れてポスティングをするというように、改めてこの条例を周知する機会でもあると思うので、そういった形で地域と連携して進めてはどうか。

もう一点が、全国メディアでも取り上げられたように、男子大学生が女子大生に対して行ったスカウトを発端とした事件に関しては、市民等の関心にもあることと思うので、もうちょっと表面の文章のところをもっと関心を引くような文章にしてもいいのかなと思う。2行目の「公共の場所における安心・安全な通行を確保するため」ということだけが目的ではないと思う。不当な利益を得ている人がいるといったこととか、条例に違反するような就労をしている人が気付かずにいるとか、泣き寝入りしている人がいるとか、そういったものを防ぎ、観光地としてダークなイメージを残さないようにするというような、もう少し訴えかけるような冒頭の文章にした方がいいのではないかな。

事務局： 少し説明不足であったが、配架と配布については、京都府の各商店会が加盟している京都商店連盟という団体があり、そちらにお渡したら各商店会に配っていただけるので、そちらを通じて配布させていただくということを考えている。また、禁止区域にある商店会の一つ一つについても、条例改正を検討するに当たって、説明に周っているところである。もう一点、御指摘があったパブリックコメントの表面に記載されている条例の目的に関する記載については、検討させていただく。

佐伯会長： では、もしこのままの文章にするというのであれば、検討した結果について各委員にお知らせしていただき、次回の検討課題としていただきたい。

辻副会長： 改正ポイント①の公表範囲の拡大のところだが、改正案のところで「立入調査を拒否した者などについて、公表を行う規定がなかったことから、報告や立入調査の拒否、虚偽の報告等した者や店舗の名称を公表することができるようにし

す」とある。しかし、くらしあんぜんクンの吹出し内では、公表の例として「報告や立入調査を拒否した人、株式会社◇◇ 代表取締役☆☆」とのみ記載されており、店舗名が記載されていない。今回の改正ポイントは店舗名の公表だが、このような記載の仕方では、店舗名が公表されるのか公表されないのか分かりにくく、条例改正の内容が正しく伝わらないのではないかと思う。このままでは正確性に欠けるというか、ミスリードになってしまう可能性があるので、御検討いただきたい。

事務局： 御指摘のとおり、「報告や立入調査をした者・お店」など分かりやすい記載に修正させていただく。

佐伯会長： これについては、訂正してもらう必要があるので、宜しく願います。

（閉会）

事務局： 委員の皆様から貴重な御意見をいただき、お礼申し上げます。

本日の予定は以上である。閉会に当たり、京都市を代表いたしまして、文化市民局くらし安全推進部長の並川から一言お礼を申し上げます。

並川部長： 本日は、暑い中、また、早朝から御審議いただき、お礼申し上げます。我々の気付きが足りない点について、多々御指摘いただいたと思っている。

この条例は、平成27年4月から施行して、一定の大きな成果は上がってきているが、時の流れとともに効果が薄れてきているということで、現状を見直していかなければならないと改めて思っている。

京都市の人口の1割近くが大学生であるが、さきほどからの議論にも出ていたように、客引き行為等をしている者の多くが大学生であり、軽い気持ちでアルバイトをして、結構な収入を得ている。しかも、やっていることに対する罪の意識が薄いことから、氏名等の公表までされるが、そのことに対しても危機感が薄い。こういったことについても、大学の入学式のオリエンテーションなどで色々話をさせていただいてはいるが、どうしても全ての人には届かない。特に御指摘があったように、大学生はこの条例のことを知らないという状況であり、京都市が条例を制定・運用していかに安心安全な街を作ろうとしているかということを知っていただくというところにも力を入れていきたいと思っている。今後も委員の皆様の力を借りながらよりよいものにしていただきと思っているので、今後とも宜しく願います。